

「おおさか子育てネット」ホームページバナー広告募集要項

大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)の指定管理者である大阪市男女共同参画事業体(北)(代表者:一般財団法人大阪男女いきいき財団)は、ホームページ「おおさか子育てネット」にバナー広告枠を設け、次のとおり広告を募集します。

1 ページの概要

- (1) 名称 「おおさか子育てネット」トップページ
- (2) URL <http://www.osaka-kosodate.net/>
- (3) アクセス数 月間約31,900件(令和3年度実績)

2 募集内容

(1) バナー広告の種類と枠数

- ・ 画像のサイズ 縦52ピクセル×横150ピクセル
- ・ ファイル形式 GIF、JPEG、PNG
※ 画像は、目への負担を考慮して、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
- ・ データ容量 5KB以内
- ・ 枠数 3枠
- ・ その他 バナー広告は申込者にてご用意願います

(2) 掲載期間

令和5年4月～令和6年3月(概ね1ヶ月単位)

- ・ 広告の掲出期間は1ヶ月単位です。申込者は上記募集期間内において掲載希望回数を指定できません。なお、申込順位により希望に添えない場合があります。
- ・ メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。

(3) 掲載料金 1枠あたり月額5,000円(税抜き)

3 掲載できない広告

「一般財団法人大阪男女いきいき財団広告掲載要領(以下、「広告掲載要領」という)」第2条のとおり

4 申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込みすることができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

5 申込方法等

(1) 申込方法

広告掲載申込書(第1号様式1)に必要事項を記入のうえ、掲載希望月の前月10日までに広告の見本を添えて、申込みください。なお、10日を過ぎても申込がない場合は、申込を受け付けます。

(2) 決定方法

「広告掲載要領」に基づき申込内容を審査し、掲載の可否を決定します。

(3) 決定通知

申込みをされた方には、一般財団法人大阪男女いきいき財団から申し込みがあった広告について掲載もしくは非掲載の通知を行います。

(4) 決定後の手続き

指定する期日までに広告料をお納めいただき、指定する期日までにバナーデータを提出してください。

6 広告掲載の変更及び取り下げ

広告掲載の変更及び取り下げは、書面にて受付けます。ただし、取り下げの場合、広告料は返還できませんのでご注意ください。

7 その他

(1) 掲載位置については、指定できません。また、レイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更等が生じる場合があります。

(2) リンク先の中止や閉鎖等、申請内容に変更が生じた場合は、変更の1週間前までにご連絡ください。

(3) サーバ障害等による緊急メンテナンスなどにより、予告なくホームページを一時的に閉鎖することがあります。この場合でも、広告料は返還できません。

◆ 申込み及び問い合わせ先

大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館
指定管理者 大阪市男女共同参画推進事業体(北)
代表者 一般財団法人大阪男女いきいき財団

〒530-0041

大阪市北区天神橋6-4-20

電話(06)6354-0106 FAX(06)6354-0277